法規名：国民裁判官法
公布日：2020 年 08 月 12 日
施行日：本法の部分又は全部はまだ施行されていない。本法第 17 条から 20 条まで、第 33 条は公布日に施行し、第 5 条第 1 項第 1 号は 2026 年 1 月 1 日に施行する。その他の条文は 2023 年 1 月 1 日に施行する。

第 一 章 総則

第 1 条
国民を裁判官と共に刑事裁判に参加させ、透明性の高い司法の構築、国民の法意識の反映、司法への理解と信頼の増進、国民主権原則の実現のため、本法を制定するものとする。

第 2 条
本法の用語は、以下の通り定義する。
一、国民裁判官は本法により選任、裁判及び終局の評議に関与させる者を指す。
二、予備国民裁判官は国民裁判官がその職務を行わなかったとき、裁判所が審理の要求に応じ、本法により選任、次序により国民裁判官の候補となっている者を指す。
三、終局の評議は国民裁判官法廷の弁論が完了した後、裁判官と国民裁判官は事実の認定、法律の適用及び量刑を議論する表決過程を指す。
四、国民裁判官法廷は裁判官の員数 3 人及び国民裁判官の員数 6 人が組織し、本法に定められている国民審判関与事件の合議制法廷を指す。

第 3 条
国民審判関与事件について、裁判官の員数 3 人、国民裁判官の員数 6 人が国民裁判官法廷を組織し、廷長を裁判長とし、審判を行う。廷長不在又は廷長に不測の事態があった場合、裁判官の中で職務経歴が長い者にこれを充てる。職務経歴が同じである場合、年長者をこれに充てる。
中華民国の国民は、本法の規定に従い、国民裁判官又は予備国民裁判官に充てられ、刑事裁判に関与する権利及び義務を有する。
国民裁判官は、偏見、差別、不公平な扱い又はその他不当な行為があった者を選任することを避けなければならない。

第 4 条
国民審判関与事件について、本法の特別の規定がない限り、裁判所組織法、刑事訴訟法及びその他法律の規定を適用する。

第 二 章 適用及び管轄

第 5 条

少年刑事事件及び危険薬物危害防止条例に違反する事件を除き、検察官が公訴を提起し、かつ地方裁判所を第一審管轄とする以下の事件は、国民を審判に関与させなければならない。

一、法定刑は 10 年以上の有期刑の罪に係る事件。

二、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件。

前項の罪名は、起訴状に記載されている犯罪事実及び犯行に係る条文による。

検察官は第 1 項でない事件として起訴したが、裁判所は第一回公判期日前に犯行に係る条文を第 1 項に当たる罪に変更しなければならないと認めた場合、決定をもって国民審判関与をしなければならない。

刑事訴訟法第 265 条の規定は、国民審判関与事件について、適用しない。

国民審判関与事件については、被告人に弁護人のない場合、裁判長は国選弁護人又は弁護士を指定しなければならない。

第 1 項の事件については、裁判所が専門的法廷でこれを審理することができる。

第 6 条

国民を審判に関与させるべき事件について、以下の状況の一つがある場合、裁判所が職権をもって又は当事者、弁護人、補佐人の申立てにより、当事者、弁護人、補佐人の意見を聴取したうえ、国民を審判に関与させない決定を下すことができる。

一、国民を審判に関与させると公正を期することができないおそれがある事実があった場合。

二、国民裁判官、予備国民裁判官、又はその配偶者、八親等内の血族、五親等内の姻族若しくは家長、家族の生命、身体、自由、名誉に対し、危害を生じさせるおそれがある場合。

三、事件が複雑又は高度な専門知識を要し、審判完了まで時間係る場合。

四、被告人が訴えられた事実に対し、有罪である旨の陳述をし、裁判長が被告人に対し通常審判手続の旨を告知したうえ、事件の内容により、国民を審判に参加させないのが妥当であると判断した場合。

五、その他事実により国民を審判に関与させることが明らかに適当でない場合。

国民裁判官法廷が組成された後、裁判所は前項の決定をする前に、国民裁判官、予備国民裁判官の意見を聴取しなければならない。

裁判所が第 1 項の決定をする場合、公共利益、国民裁判官並びに予備国民裁判官の負担、及び当事者の利益の均衡を考慮しなければならない。

第 1 項の決定に対し当事者は抗告することができる。抗告中、審判は停止する。抗告裁判所は直ちに決定しなければならない。抗告の理由があると認めた場合、抗告裁判所は

決定を下さなければならない。
第 1 項の規定により決定をもって国民を審判に関与させない事件について、決定前に法に従い行った訴訟手続の効力は影響しない。

第 7 条
国民を審判に関与させるべき事件と国民を審判に関与させるべきではない事件を検察官が併合審理を求めた場合、これらを併合して国民を審判に関与させなければならない。
但し、国民を審判に関与させるべきではない罪に対し、裁判所が第一回公判期日前に、当事者、弁護人及び補佐人の意見を聴取し、国民を審判に関与させないことを決定することができる。
前項の決定に、当事者は抗告することができる。抗告中、審判は停止する。

第 三 章 国民裁判官及び予備国民裁判官

第 一 節 通則

第 8 条
本法に別段の定めがある場合を除き、国民裁判官の職権は、裁判官と同様である。

第 9 条
国民裁判官は法律により独立して職権を行使し、いずれの干渉を受けない。
国民裁判官は法律により公平誠実に職務を行い、司法公正の信頼を害する行為は行わない。
国民裁判官が評議の秘密及びその他職務により知り得た秘密を漏えいさせてはならない。

第 10 条
裁判所は必要があると認めた場合、1 人以上 4 人以下の予備国民裁判官を選任し、国民裁判官が職務を行使できない場合に、次序に国民裁判官に充てる。
前 2 条の規定は、予備国民裁判官に準用する。

第 11 条
国民裁判官、予備国民裁判官及び通知書により出廷する候補国民裁判官に対し、出廷日数により、日当、旅費及び関連費用を支給しなければならない。
前項費用の支給規則は、司法院がこれを定める。

第 二 節 国民裁判官及び予備国民裁判官の資格

第 12 条
満 23 歳かつ地方裁判所管轄内に 4 月以上継続して居住する中華民国の国民は、国民裁判官、予備国民裁判官に選任される資格を有する。
前項の年齢及び居住期間の計算については、戸籍登録資料により、国民裁判官名簿が使用される年度の 1 月 1 日までとする。
第 1 項の居住期間の計算は、戸籍転入の登録日を起算日とする。

第 13 条
次の状況のいずれか一つある場合は、国民裁判官、予備国民裁判官として選任されることはできない。
一、公権が剝奪され、まだ復権されていない場合。
二、かつて公務員であったが、免職処分又は職務取消処分を受けて、その任用停止期間は満了していない場合。
三、現任の公務員であるが、休職、停職処分を受けて、その休職、停職の期間は満了していない場合。
四、法律により人身自由が拘束されている場合。
五、事件により検察官が公訴を提起もしくは簡易判決を申立て、又は自訴人が自訴を提起したが、判決が確定していない場合。
六、かつて有期刑以上の刑の宣告を受けて確定した場合。
七、有期刑以上の刑の宣告を受けて確定し、選任時点で刑の執行猶予期間内又は期間満了後 2 年未満の場合。
八、起訴猶予期間内又は期間満了後 2 年未満の場合。
九、薬物事犯者に対する禁絶処分を受けて、まだ執行されない又は執行完了後 2 年未満の場合。
十、成年後見開始の決定又は補佐開始の決定を受けて取消されていない場合。
十一、破産宣告又は決定をもって更生手続を開始し、復権されていない場合。

第 14 条
次の者は、国民裁判官、予備国民裁判官として選任されることはできない。
一、総統、副総統。
二、各級政府機関の長、政務人員及び民意代表。
三、政党党務に従事する者。
四、現役の軍人、警察。
五、裁判官又はかつて裁判官。
六、検察官又はかつて検察官。

七、弁護士、国選弁護人、又はかつて弁護士、国選弁護人。
八、現在又はかつて教育部の審査に合格した大学又は独立学院の専任教授、准教授又は助教授であり、主要な法律の科目を講義する者。
九、司法院、法務部及びそこに所属する各機関の公務員。
十、司法官試験、弁護士試験に合格した者。
十一、司法警察官、司法警察。
十二、義務教育を完了していない者。

第 15 条
以下の者は、国民審判関与事件に国民裁判官、予備国民裁判官として選任されることはできない。
一、被害者。
二、現在又はかつて被告人又は被害者の配偶者、八親等以内の血族、五親等以内の姻族、家長又は家族。
三、被告人又は被害者の婚約者。
四、現在又はかつて被告人又は被害者の法定代理人、補助人。
五、現在又はかつて被告人又は被害者の同居人又は労働者。
六、現在又はかつて被告人の代理人、弁護人若しくは補佐人、又はかつて刑事付帯民事訴訟の代理人、補佐人。
七、現在又はかつて告訴人、告訴代理人、告発人、証人又は鑑定人。
八、かつて捜査又は審理に関与した者。
九、具体的な事実により、その職務の遂行の公正を期し難いおそれがある者。

第 16 条
以下の状況のいずれか一つある者は、国民裁判官、予備国民裁判官に選任されることを拒否することができる。
一、70 歳以上の者。
二、公立又は私立学校の教師。
三、公立又は私立学校の在籍生徒。
四、重大な疾病、傷害、生理又は心理的原因により国民裁判官、予備国民裁判官の職務遂行に明らかに困難がある者。
五、国民裁判官、予備国民裁判官の職務遂行により心身の健康に重大な影響を与えるおそれがある者。
六、親族のケア、養護により国民裁判官、予備国民裁判官の職務遂行が明らかに困難な者。
七、重大な災害により生活基盤に著しい被害があり、生活再建の必要がある者。
八、生活、仕事、家庭の事情により国民裁判官、予備国民裁判官の職務遂行が明らかに困難な者。

九、かつて国民裁判官、予備国民裁判官に任命され、5 年未満の者。
十、前号の場合を除き、かつて国民裁判官の候補者として通知され出廷してから 1 年未満の者。
前項の年齢及び期間の計算については、国民裁判官候補者通知書が送達された日までとする。

第 三 節 国民裁判官及び予備国民裁判官の選任

第 17 条
地方裁判所は毎年の 9 月 1 日までに、次の年度の必要な国民裁判官の候補者の員数を概算し、管轄内の直轄市、県（市）政府に通知する。
前項の直轄市、県（市）政府は毎年の 10 月 1 日までに、地方裁判所管轄内に第 12 条第 1 項の資格のある者を無作為で地方裁判所が必要の員数の国民裁判官の候補者を選出し、国民裁判官の候補者予選名簿を調製し、地方裁判所に提出する。
前項の国民裁判官の候補者予選名簿の調製と管理規則は、司法院と行政院が共にこれを定める。

第 18 条
各地方裁判所は国民裁判官の候補者審査委員会を設置しなければならず、裁判所の院長又は院長が指定した者を必要な委員と招集者に兼務とし、その他 5 人の委員は院長が以下の者から選任し、組成する。
一、当該地方裁判所の裁判官 1 人。
二、当該地方裁判所に対応する検察庁の検察官 1 人。
三、当該地方裁判所の管轄内の直轄市、県（市）政府民政局（処）長又はその者が指定した代表者 1 人。
四、当該地方裁判所の管轄内の弁護士会が推薦した弁護士代表者 1 人。管轄内に弁護士会がない場合、全国弁護士連合会が推薦する。
五、前号以外に、当該地方裁判所の管轄内の学者、専門家又は有識者 1 人。

第 19 条
国民裁判官の候補者審査委員会の職権は以下の通りである。
一、直轄市、県（市）政府が制作した国民裁判官の候補者予選名簿の正確性の審査。
二、国民裁判官の候補者の第 13 条又は第 14 条の状況の有無の審査。
三、国民裁判官の候補者複選名簿の調製。
前項の審査の必要があった場合、国民裁判官の候補者審査委員会は資料を収集し、調査を行うことができる。関連資料の保管機関は協力しなければならない。
前 2 項の国民裁判官の候補者審査委員会の審査手続、資料収集及び調査方法、その他の職権については、司法院がこれを定める。

国民裁判官の候補者審査委員会及びその他参加人員が職務の遂行のため知り得た個人情報に対して、秘密を保持しなければならない。

第 20 条
地方裁判所は国民裁判官の候補者複選名簿を調製したとき、書面で名簿内の各国民裁判官の候補者に通知しなければならない。

第 21 条
国民を審判に関与させる事件について、審判期日の訴訟手続前に、裁判所は国民裁判官の候補者複選名簿に当該事件に必要な員数の国民裁判官の候補者を無作為で選出しなければならず、かつ必要な調査を行わなければならない。その者が第 12 条第 1 項に定める資格はなく、又は第 13 条から第 15 条までの事由があった場合、除名しなければならない。
前項により当該事件において、国民裁判官の候補者の員数が不足する場合、裁判所は前項の規定に従い、抽選でこれに充てる。

第 22 条
裁判所は国民裁判官の選任期日の 30 日前に、書面で国民裁判官の候補者に選任期日に出廷することを通知しなければならない。
前項の通知は、国民を審判に関与させる制度の概要説明書、国民裁判官の候補者調査表と共に送付しなければならない。国民裁判官の候補者はその調査表に虚偽なく記入し、選任期日の 10 日前に裁判所に送付しなければならない。
前項の説明書と調査表に記入すべき事項については、司法院がこれを定める。
裁判所は第 2 項の調査表を受け取った後、必要な調査を行わなければならず、第 12 条第 1 項に定める資格がなく、又は第 13 条から第 15 条までの事由があり、もしくは第 16 条に定める状況があり、かつその者が選任を拒否する陳述があった場合、除名しなければならず、当該国民裁判官の候補者に通知しなければならない。

第 23 条
裁判所は国民裁判官の選任期日 2 日前に、出廷しなければならない国民裁判官の候補者名簿を検察官及び弁護人に提出しなければならない。
裁判所は国民裁判官の選任手続を行うため、出廷しなければならない国民裁判官の候補者の調査表を検察官及び弁護人に閲覧させなければならない。但し、これは写し取り又は撮影をしてはならない。

第 24 条
国民裁判官の選任期日は、裁判所がこれを当事者及び弁護人に通知しなければならない。

被告人は選任期日に出廷しないことができる。裁判所が適当でないと認めた場合、被告人の出廷を禁止又は制限することもできる。

第 25 条
国民裁判官の選任手続は非公開で行う。検察官、弁護人が出廷しなければ、これを行うことはできない。
裁判所が国民裁判官の選任手続を続行するため、その場で次の出廷日時、場所及び出廷しない処罰を告知し、審判記録に記入した場合は、既に送達した送達通知書と同一の効力を有する。

第 26 条
裁判所は第 27 条の手続を行うため、随時職権又は検察官、弁護人の申立てにより、出廷した国民裁判官の候補者に質問することができる。
前項の質問は、裁判所がこれを妥当であると認定した場合、検察官、又は弁護人が直接これを行うことができる。
前 2 項の質問は、裁判所が状況により一回に限らず、国民裁判官の候補者全体又は一部、若しくは個別にこれを行うことができる。
国民裁判官の候補者は第 1 項、第 2 項の質問に対し、虚偽の陳述はできず、正当な理由がなければ、陳述を拒否することはできない。
国民裁判官の候補者は選任期日の関与により知り得た秘密を漏えいしてはならない。
裁判所は第一回の質問前に、前 2 項の義務及びそれに違反する効果を国民裁判官の候補者に告知しなければならない。

第 27 条
国民裁判官の候補者が第 12 条第 1 項の資格を持たず、又は第 13 条から第 15 条までの状況があり、もしくは第 26 条第 4 項に違反する場合、裁判所は職権をもって又は弁護人の申立てにより、不選任の決定を下さなければならない。但し、弁護人の第 15 条第 9 号による申立ては被告人が明示した意思に反することはできない。
裁判所は国民裁判官の候補者が第 16 条第 1 項の状況があると認定し、かつその者が選任拒否の陳述をした場合、不選任の決定を下さなければならない。

第 28 条
検察官、被告人及び弁護人は前条の所定の手続後、理由なく特定の国民裁判官の候補者の不選任を裁判所に申立てることができる。但し、検察官、被告人及び弁護人双方の不選任の員数はそれぞれ 4 人を超えてはならない。
弁護人の申立ては被告人が明示した意思に反することはできない。
双方が同時に第 1 項を申立てた場合、交互してこれを行い、検察官が先に申立てる。
裁判所は第 1 項の申立てに対し、不選任の決定を行わなければならない。

第 29 条
裁判所は前 2 項の手続を行った後、出廷しかつ不選任決定受けていない国民裁判官の候補者の中から、抽選で 6 名の国民裁判官及び必要人数の予備国民裁判官を選出する。
国民裁判官の候補者が選出された後、その欠員補充のための次序を定めなければならない。

第 30 条
前条の抽選方式以外に、裁判所が必要と認めかつ検察官、弁護人の同意を得た場合、先に抽選の方式で出廷した国民裁判官の中から一定人数を抽選し、次序を定め、第 27 条、第 28 条の不選任決定を下すことができる。抽出されかつ不選任決定を受けていない者を、次序に従い人数を満たすまで、国民裁判官、予備国民裁判官とする。
裁判所は、国民裁判官及び予備国民裁判官を定員数まで選出するため、前項の手続を重複して行うことができる。
前条第 2 項の規定は、前 2 項に準用する。

第 31 条
国民裁判官又は予備国民裁判官を抽選できる候補者の員数を満たさない場合、裁判所は直ちに一部の国民裁判官又は予備国民裁判官を抽選することはできず、改めて選任手続を行わなければならない。

第 32 条
選任手続の決定は、抗告することができない。

第 33 条
地方裁判所が第 12 条第 1 項、第 13 条から第 15 条までの事項を調査するとき、個人情報データベースを利用して自動化検索・チェックすることができる。管理及び保守を行う機関はこれを拒否することはできず、かつバッチ処理検索プラットフォーム及び使用権限を提供しなければならない。

第 34 条
選任手続における必要事項の執行の規則は、司法院がこれを定める。

第 四 節 国民裁判官及び予備国民裁判官の解任

第 35 条
国民裁判官、予備国民裁判官が以下の状況のいずれかの一つがあった場合、裁判所の職権又は当事者、弁護人、補佐人の書面申立てにより、決定をもって解任させなければな

らない。
一、第 12 条第 1 項に定める資格を有せず、又は第 13 条から第 15 条までに定める状況があった場合。
二、本法による宣誓をしない場合。
三、選任手続中尋問を受けたとき虚偽の陳述をし、継続して職務を遂行することが適当でないと判断した場合。
四、本法による審判期日の訴訟手続、終局評議に完全に関与せず、継続して職務を遂行することは適当でないと判断した場合。
五、裁判長の指揮に従わず、これにより審判期日の順調な訴訟手続又は終局評議を妨害し、継続して職務を遂行することが適当でないと判断した場合。
六、司法の公正性、信頼を損なう行為を行い又は秘密保持すべき事項を漏えいし、継続して職務を遂行することが適当でないと判断した場合。
七、その他国民裁判官、予備国民裁判官に帰することができる事由により、継続して職務を遂行することが適当でないと判断した場合。
八、不可抗力の事由により、職務を遂行できない又は適当でない場合。
裁判所は前項の決定の前に当事者、弁護人及び補佐人の意見を聴取しなければならず、かつ当該国民裁判官、予備国民裁判官に意見陳述の機会を与えなければならない。その手続は非公開で行う。
第 1 項の決定は、当事者、弁護人又は補佐人が申立てにより、取消し又は新たな決定を求めることができる。
前項の申立ては、同裁判所のその他合議制法廷で決定する。手続が完了する前は、訴訟手続を停止しなければならない。
前項の決定は、直ちにこれを行わなければならない。申立ては理由があったと認められた場合、原決定を取消し、かつ自ら決定をしなければならない。
第 4 項の決定は抗告することができない。

第 36 条
国民裁判官、予備国民裁判官は選任された後、第 16 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの状況があり、これにより職務の遂行が明らかに困難である場合、書面をもって裁判所に辞任の申立てをすることができる。
裁判所は前項の申立てに理由はないと認定した場合、決定をもって棄却しなければならない。理由があると認定した場合、決定をもって解任しなければならない。
前項の決定は、抗告することができない。

第 37 条
国民裁判官、予備国民裁判官が前 2 条の規定により解任された場合、国民裁判官の欠員は、予備国民裁判官からこれに充てる。予備国民裁判官の欠員は、次序に予備国民裁判官からこれに充てる。

国民裁判官の欠員を補う予備国民裁判官がいない場合、裁判所は改めて選任手続を行い、これに充てなければならない。

第 38 条
次の状況が一つでもある場合、国民裁判官、予備国民裁判官の職務は終了する。
一、判決を言渡すとき。
二、第 6 条第 1 項の定めにより国民を審判に関与させない事件と認める決定が確定したとき。

第 五 節 国民裁判官、予備国民裁判官及び国民裁判官の候補者に対する保護

第 39 条
国民裁判官、予備国民裁判官は職務遂行期間、又は国民裁判官の候補者は通知を受け出廷するべき期間において、その者が所属する機関（機構）、学校、団体、会社、工場は公休を与えなければならない。現在又はかつて国民裁判官、予備国民裁判官、国民裁判官の候補者であることを理由として職務上の不利益を与えてはならない。

第 40 条
特別の定めがある場合を除き、いずれの者が国民裁判官、予備国民裁判官又は国民裁判官の候補者の個人情報保護法第 2 条第 1 号に定める個人情報を漏えいしてはならない。
国民裁判官、予備国民裁判官又は国民裁判官の候補者の個人情報の保護方法、期間、範囲、処理及び利用等の事項の規則は、司法院が行政院と共にこれを定める。

第 41 条
いずれかの者が審判に影響させる意図をもって、いずれかの方法で国民裁判官、予備国民裁判官又は国民裁判官の候補者に接触、連絡してはならない。
いずれかの者が現在又はかつて国民裁判官、予備国民裁判官又は国民裁判官の候補者に対して、法律により保持すべき秘密事項を詮索してはならない。

第 42 条
裁判所は職権をもって又は当事者、弁護人、補佐人、国民裁判官若しくは予備国民裁判官の申立てにより、国民裁判官、予備国民裁判官に対し、必要な保護措置をとることができる。

第 四 章 審理手続

第 一 節 起訴

第 43 条
国民を審判に関与させる事件について、検察官が起訴したとき、管轄裁判所に起訴状を提出しなければならず、書類と証拠は併せて裁判所に送付してはならない。
起訴状は以下の事項を記載しなければならない。
一、被告人の氏名、性別、生年月日、身分証明書番号、住所又は居所、その他弁別できる特徴。
二、犯罪事実。
三、罰条。
前項第 2 号の犯罪事実は、日時、場所及び方法を記載することによりこれを特定する。
起訴状は裁判所に予断を許すおそれがある内容を記載してはならない。
刑事訴訟法第 161 条第 2 項から第 4 項の規定について、国民を審判に関与させる事件には適用しない。

第 二 節 基本原則

第 44 条
起訴してから第一回公判期日前まで強制処分及び証拠保全の事項については、本件審判に参加しない管轄裁判所の裁判官がこれを行う。管轄裁判所の裁判官の不足により、本件審判に参加しない管轄裁判所の裁判官がこれを行うことができない場合、この限りではない。
前項但し書きの状況は、裁判官が当該強制処分の審査にかかわらない陳述又は証拠を受けて又は提出を命ずることはできない。

第 45 条
国民裁判官、予備国民裁判官に分かりやすくし、審判手続に実質的に関与させ、かつ時間的又は過剰な精神的負担を与えないよう、裁判官、検察官又は弁護人が以下各号に従い、対処なければならない。
一、準備手続において、詳細に争点整理を行う。
二、公判期日の訴訟手続において、集中的かつ迅速な証拠調査及び弁論を行う。
三、国民裁判官、予備国民裁判官が要求するとき、その者の疑問を晴らすことができる説明を行う。終局評議のとき、その者の意見を完全に陳述させる。

第 46 条
裁判長が訴訟手続を指揮するとき、法廷上の言論又は書面陳述の内容は国民裁判官、予備国民裁判官に予断又は偏見を生じさせる事項がないよう注意しなければならず、随時、必要な釈明又は明確化しなければならない。

第 三 節 準備手続

第 47 条
裁判所は第一回公判期日前に、準備手続を行わなければならない。
準備手続は、以下各号の事項に対処できる。
一、起訴効力に及ぶ範囲及び検察官が引用した適用すべき条文の変更の有無。
二、検察官が起訴した公訴事実に対し、被告人及び弁護人に罪を認めたか否かという答弁を尋問する。
三、事件の争点の整理。
四、証拠調査の申立ての告知。
五、証拠提示に係る事項。
六、証拠能力及び証拠の調査必要性の有無に係る事項。
七、職権をもって調査した証拠に対する当事者、弁護人又は補佐人に意見陳述の機会提供。
八、鑑定又は検視を命じること。
九、証拠調査の範囲、次序及び方法の確認。
十、選任手続に係る事項。
十一、その他審判に係る事項。
裁判所は前項の対処の結果により、審理計画を作成しなければならない。審理計画の書式及び記載すべき事項は、司法院がこれを定める。
準備手続は、裁判官の一人を受命裁判官としてこれを行う。受命裁判官が準備手続を行うとき、裁判所又は裁判長と同様の権限を有する。但し、第 50 条第 1 項、第 60 条第 1 項、第 62 条第 1 項、第 2 項、刑事訴訟法第 121 条の決定は、適用しない。

第 48 条
裁判所は準備期日を指定し、被告人を召喚し、検察官、弁護人及び補佐人に通知し出廷させなければならない。
裁判所は必要と認めたとき、訴訟関係人に召喚又は通知し、準備期日に出廷させることができる。
検察官、弁護人が出廷しない場合、準備手続を行うことができない。
第一回準備期日の召喚状又は通知書は、遅くとも期日の 14 日前に送達しなければならない。

第 49 条
裁判所は第 47 条第 2 項各号の事項に対処するため、当事者、弁護人、補佐人及び訴訟関係人に必要な尋問をすることができる。

第 50 条
以下の事情の一つでも該当する場合を除き、準備手続の進行は、公開で行わなければならない。
一、法律で他の定めがある場合。
二、国家の安全、公共の秩序及び公序良俗に害を与えるおそれがあり、決定により非公開とする場合。
三、手続の進行が順調に進行するよう、当事者、弁護人及び補佐人の意見を聴取し、決定により非公開とする場合。
前項の決定は抗告することができない。
国民裁判官及び予備国民裁判官は準備期日に出廷する必要はない。

第 51 条
検察官、弁護人は準備手続の必要性に鑑み、以下の事項を確認するため、お互いに連絡を取ることは適している。
一、検察官起訴状に記載されている犯罪事実、罰条及び被告人の陳述又は答弁。
二、本件の争点。
三、双方が証拠調査を申立てる予定の項目、立証事実、及びその範囲、次序と方法。
四、双方が調査を申立てる証拠に対する意見。
弁護人は第一回準備期日前に、被告人と事実関係を確認しなければならず、争点を整理しなければならない。
裁判所が適当と認めた場合、準備期日前に、検察官、弁護人に連絡し、訴訟進行の必要事項を討議することができる。

第 52 条
検察官は準備手続の必要に応じ、準備手続の書状をもって、以下各号の事項を具体的に記載したうえ、裁判所に提出しなければならず、複本を被告人又は弁護人に送付しなければならない。
一、調査を申立てる証拠及び証明すべき事実との関係。
二、召喚を申立てる証人、鑑定人、通訳の名前、性別、住所・居所及び尋問に必要な時間。
前項の事項を補充又は訂正した場合、改めて準備手続の書状又は審理中に口頭で裁判所に申出なければならない。
前 2 項の書面及び陳述が起訴した犯罪事実に関わらない事実、証拠及び裁判所に予断を許すおそれのある内容を含めてはならない。

検察官が第 1 項、第 2 項の規定に従い、証拠調査を申立てる場合、慎重に証拠を選択しなければならない。
裁判所が検察官、弁護人の意見を聴取したうえ、第 1 項、第 2 項の書状及び陳述の提出期限を定めることができる。

第 53 条
検察官は起訴後、直ちに弁護人又は被告人に本件の一件記録及び証拠物を開示しなければならない。但し、以下いずれかの状況の一つでも該当する場合、検察官は開示を拒否又は制限することができると同時に、書面をもってその理由を告知しなければならない。
一、一件記録及び証拠物の内容と公訴事実が無関係である場合。
二、他事件の捜査を妨害する場合。
三、当事者、第三者のプライバシー又は営業秘密に係る場合。
四、他人の生命、身体を害するおそれがある場合。
前項の開示とは、弁護人に一件記録及び証拠物を閲覧、写し取り、複製又は撮影すること、被告人が予め費用を納付し、検察官に一件記録及び証拠物のコピーを請求すること、又は検察官の許可を得て、一件記録及び証拠物の安全性を確保したうえ、原本を閲覧させる機会を与えることを指す。その費用納付の基準及び方法は、行政院がこれを定める。
検察官は弁護人又は被告人の申立てを受けた 5 日以内に開示しなければならない。5 日以内に開示が完了していない場合、弁護人又は被告人と合意のうえ、期間を適当に延長することができる。

第 54 条
弁護人は検察官が前条に従い、証拠を開示した後、準備手続書状をもって、以下各号の事項を具体的に記載したうえ、裁判所に送付しなければならず、複本を検察官に送付しなければならない。
一、被告人の検察官の公訴事実に対する罪を認めるか否かの陳述。否認する場合の答弁及び公訴事実に対する争うか否かの陳述。
二、検察官が調査を申立てる証拠の証拠能力及び調査の必要性の意見。
三、調査を申立てる証拠及び証明すべき事実との関係。
四、召喚を申立てる証人、鑑定人、通訳の名前、性別、住所・居所及び尋問に必要な時間。
五、検察官が引用した適用すべき条文に対する意見。
前項各号の事項を補充又は訂正した場合、改めて準備手続書状をもって又は審理中に口頭で裁判所に申出なければならない
第 52 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の状況に準用する。
被告人も第 1 項各号に係る事項の書状及び陳述を申出ることができる。その場合は、第

52 条第 3 項、第 4 項の規定を準用する。

第 55 条
弁護人又は被告人は前条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定に従い、裁判所に証拠調査を申立てた場合、直ちに検察官に以下のことを開示しなければならない。
一、調査を申立てる証拠。
二、召喚を申立てる証人、鑑定人又は通訳の審判期日前の陳述の記録、当該記録がない場合、それらの者が審判期日中予想される陳述の要旨の書面。
第 53 条第 3 項の規定は、前項の状況に準用する。

第 56 条
弁護人が前条の規定に従い、証拠を開示した後、検察官は弁護人又は被告人が申立てる証拠の証拠能力及び調査の必要性に対する意見を表明しなければならない。
前項の事項を補充又は訂正した場合、改めて裁判所に提出しなければならない。
第 52 条第 5 項の規定は、前 2 項の状況に準用する。

第 57 条
検察官、弁護人は相手方が第 53 条、第 55 条の規定に違反して、開示すべきなのに開示しなかった証拠がある場合、裁判所の決定でその証拠を開示するよう申立てることができる。
前項の決定は、裁判所が開示の期日、方法又は追加条件を指定することができる。
裁判所は第 1 項の決定前に、相手方の意見を聴取しなければならず、必要があると認めた場合、検察官が裁判所に証拠リストの提出、又は当事者、弁護人が裁判所に当該証拠を提出するよう命じることができ、何人たりとも閲覧、写し取り、複製又は撮影をさせてはならない。
第 1 項の決定に対し、抗告することができる。裁判所が決定をもって証拠開示を命じた場合、抗告中の執行は停止する。
抗告裁判所は即時決定しなければならず、抗告に理由があると認めた場合、自ら決定しなければならない。

第 58 条
検察官又は弁護人が前条第 1 項の開示命令を履行しない場合、裁判所は決定をもってその証拠調査の申立を却下することができ、又は検察官、弁護人に直ちに所持又は保管する全ての証拠を開示するよう命じることができる。

第 59 条
裁判所は前条の決定前に、その義務違反の態様、理由及びもたらされた不利益等の状況を斟酌しなければならず、慎重にこれを行わなければならない。

第 60 条
第 53 条に定める一件記録及び証拠物を所持する者は、その内容の目的外利用をしてはならない。
前項の規定に違反した者は、1 年以下の有期刑、拘留又は 15 万新台湾ドル以下の罰金に処する。

第 61 条
告訴代理人又は訴訟参加人の代理人が弁護士である場合、起訴後、検察官に一件記録及び証拠物を閲覧、写し取り、複製又は撮影を請求することができる。
代理人がいない又は代理人が弁護士ではない訴訟参加人は、起訴後、予め費用を納付し、検察官に一件記録及び証拠物のコピーを請求することができる。
第 1 項及び第 2 項の一件記録及び証拠物の内容が、被告人の公訴事実とは無関係、又はその他の事件の捜査の妨害、又は当事者及び第三者のプライバシー又は営業への関与、又は他人の生命及び身体を害するおそれがある場合、検察官がこれを制限することができると同時に、書面をもってその理由を告知しなければならない。
検察官が前項の規定に従い制限することに対し不服の場合、告訴代理人、訴訟参加人又はその代理人が申立てをすることにより裁判所に取消又は変更するよう請求することができる。但し、代理人が申立てる場合、告訴人又は訴訟参加人が明示した意思表示に反することはできない。
前項の申立による裁判所の決定は、抗告することができない。

第 62 条
裁判所は準備手続終了前に、申立て又は職権により調査した証拠の証拠能力の有無を決定しなければならない。但し、証拠能力の有無について、審判期日に調査する必要性がある場合、この限りではない。
当事者又は弁護人が証拠調査を申立てたのに対し、裁判所が必要ないと認めた場合、準備手続終了前に決定をもって却下しなければならない。
以下の状況は必要ないと判断される。
一、調査できない場合。
二、証明すべき事実とは重要な関係を持たない場合。
三、証明すべき事実が明らかになったため、調査する必要がない場合。
四、同一証拠に対し、再び申立てる場合。
裁判所は第 1 項、第 2 項の決定前に、必要な調査をすることができる。但し、必要はないと認めた場合、調査を申立てる証拠の提出を命じることはできない。
裁判所が第 1 項、第 2 項の規定に従い決定した後、その基礎事実の認定の変更により異なった決定を下さなければならない場合、改めて決定しなければならない。調査を申立てる証拠の調査の必要性が認められない場合、同様とする。

審判期日に初めて又は職権をもって証拠調査を申立てる場合、裁判所はその証拠を調査する前に、その証拠の証拠能力の有無を決定もって判断しなければならない。調査を申立てる証拠の調査の必要性が認められない場合、同様とする。
裁判所の決定により証拠に証拠能力がない又は必要でないと判断した場合、審判期日に主張又は調査してはならない。
第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項の決定は、抗告することができない。

第 63 条
裁判所は第 47 条第 2 項各号の事項の処理が完了した後、当事者及び弁論人に整理の結果及び審理計画の内容を確認しなければならず、準備手続の終了を宣告しなければならない。
裁判所が必要と認めた場合、決定をもって終了した準備手続を再開するよう命じることができる。

第 64 条
当事者、弁護人は準備手続終了後、新たな証拠の調査を申立てることはできない。但し、以下のいずれかの一つがあった場合、その限りでない。
一、当事者、弁護人が同意し、かつ裁判所が適当と認めた場合。
二、準備手続終了後、はじめて証拠を取得又はその存在を知りえた場合。
三、訴訟手続の進行を妨げない場合。
四、審判中証人の陳述内容に対し議論があり、かつ必要がある場合。
五、過失でなく、準備手続終了前に申立てることができない場合。
六、提出しなければ明らかに公平性が失われる場合。
前項但し書の各号の事由について、証拠調査を申立てる者がこれを釈明しなければならない。
第 1 項の規定に違反する場合、裁判所はこれを却下しなければならない。

第 四 節 審判期日

第 65 条
国民裁判官、予備国民裁判官は第一回審判期日前に、宣誓しなければならない。
国民裁判官の候補者が国民裁判官になった場合、改めて宣誓しなければならない。
前 2 項の宣誓の手続、宣誓の内容及び記録の作成などの事項の規則は、司法院がこれを定める。

第 66 条
裁判長は前条第 1 項の手続後、国民裁判官、予備国民裁判官に以下の事項を説明しなければならない。

一、国民を審判に関与させる手続。
二、国民裁判官、予備国民裁判官の権限、義務、義務違反の処罰。
三、刑事審判の基本原則。
四、被告人の罪名の構成要件及び法令解釈。
五、審判期日の予測される所要時間。
六、その他注意すべき事項。
審判当日の訴訟手続進行中において、国民裁判官、予備国民裁判官が前項に定める事項に不明瞭なところがあった場合、裁判長に解釈・説明を求めることができる。

第 67 条
審判期日において、国民裁判官が不足した場合、審判を行ってはいけない。

第 68 条
審判期日は特別な状況があることを除き、連日開廷して審理を行わなければならない。

第 69 条
証拠能力、証拠調査の必要性、訴訟手続の決定、及び法令の解釈については、専ら裁判官の合議でこれを決定する。決定前に必要であると認められた場合、検察官、弁護人、国民裁判官及び予備国民裁判官の意見を聴取することができる。
国民裁判官及び予備国民裁判官は前項の決定に対し不明瞭なところがあった場合、裁判長に解釈・説明を求めることができる。

第 70 条
検察官は刑事訴訟法第 288 条第 1 項の証拠調査手続前に、第 47 条第 2 項により整理した以下の事項を国民裁判官法廷に説明しなければならない。
一、証明すべき事実。
二、調査を申立てる証拠の範囲、次序及び方法。
三、証拠調査を申立てる証拠と証明すべき事実との関係。
被告人、弁護人が証明すべき事実を主張し又は証拠調査を申立てる場合、検察官に前項の説明を行った後、国民裁判官法廷に説明しなければならず、かつ前項の規定を準用しなければならない。

第 71 条
裁判長は前条の手続完了後、準備手続における争点整理の結果及び証拠調査の範囲、次序及び方法を説明しなければならない。

第 72 条
裁判長は当事者、弁護人の意見を聴取した後、準備手続に確定した証拠調査の範囲、次

序及び方法を変更することができる。

第 73 条
当事者、弁護人が召喚する証人、鑑定人、通訳に対して裁判長が人違でな
いことを確めるに足りる事項を尋問した後、当事者、弁護人が直接尋問する。国民裁判官、予備国民裁判官は証人、鑑定人、通訳の尋問が完了したとき、裁判長に告知したうえで、証明すべき事項の範囲内について自ら又は裁判長に請求して補充尋問することができる。
国民裁判官、予備国民裁判官は裁判長が公訴事実について被告人に尋問を完了した後、裁判長に告知したうえで、罪責及び量刑を判断するための必要事項について自ら又は裁判長に請求して補充尋問することができる。
国民裁判官、予備国民裁判官は被害者又はその家族の意見陳述後、裁判長に告知したうえで、陳述の内容を明らかにするための範囲内にいつて自ら又は裁判長に請求して補充尋問することができる。
裁判長は国民裁判官、予備国民裁判官が前 3 項に定める尋問が適当でないと判断した場合、これを制限又は禁止することができる。

第 74 条
当事者、弁護人が調査を申立てる裁判記録及びその他証拠になる文書は、申立人が国民裁判官法廷、相手方の当事者、弁護人又は補佐人の前で読み上げる。
前項の文書を裁判所が職権により調査した場合、裁判長が国民裁判官法廷、当事者、弁護人又は補佐人の前で読み上げなければならない。
前 2 項に該当するときは当事者及び弁論人の同意を得て、かつ裁判所が適当と認めた場合、代わりにその旨を告知することができる。
第 1 項及び第 2 項の文書は、社会風俗、公共安全又は他人の名誉を毀損するおそれがある場合、国民裁判官法廷、当事者、弁護人又は補佐人に閲覧させ、内容を聞かせてはならない。当事者及び弁護人が明瞭でない場合、申立人又は裁判長がその旨を告知しなければならない。

第 75 条
前条の規定は、文書以外の文書と同じ効用のある証拠においても、準用する。
録音、録画、電磁記録又はその他類似する証拠になる証拠物は申立人が国民裁判官法廷、相手方の当事者、弁護人又は補佐人に、適当な設備により、その声音、映像、記号又は資料を表示させ、認識させなければならず、その旨を告知しなければならない。
前項の証拠を裁判所が職権により調査した場合、裁判長が前項の方式で、国民裁判官法廷、当事者、弁護人又は補佐人に認識しなければならず、又はその旨を告知しなければならない。

第 76 条
当事者、弁護人が調査を申立てる証拠について、申立人が国民裁判官法廷で他方の当事者、弁護人又は補佐人に提示し、認識させる。
裁判所が職権をもって調査した証拠は、裁判長がこれを国民裁判官法廷で、当事者、弁護人又は補佐人に提示し、認識させなければならない。
前 2 項の証拠が文書であり、かつ当事者又は弁護人が明瞭でない場合は、申立人又は裁判長がその旨を告知しなければならない。

第 77 条
当事者、弁護人又は補佐人は個別の証拠の調査が終了した後、意見表示を請求することができる。裁判長が適当と認めた場合、当事者、弁護人又は補佐人は意見表示することができる。
裁判長は証拠の調査が終了した後、当事者、弁護人又は補佐人に証拠の証明力に対する意見表示ができることを告知しなければならない。

第 78 条
第 74 条から第 76 条までの所定手続により証拠の調査が終了した場合、直ちに裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得た場合、複本のみ提出することができる。

第 79 条
証拠の調査が終了後、以下の次序で事実及び法律を弁論しなければならない。
一、検察官。
二、被告人。
三、弁護人。
前項の弁論後、同じ次序で量刑の範囲を弁論させなければならない。量刑の弁論前に、出廷した告訴人、被害者及びその家族、又はその他法により意見陳述できる者に量刑の範囲について意見を表明する機会を与えなければならない。
前 2 項の規定により既に弁論をした場合も、再び弁論することができ、裁判長も再び弁論するよう命じることができる。

第 80 条
第 37 条第 1 項の場合を除き、審判に関与した国民裁判官に変更があった場合、審判手続を更新しなければならない。新たな国民裁判官は不明瞭なところがあった場合、裁判長に解釈・説明を求めることができる。
前項の審判手続の更新があったとき、裁判長は全体国民裁判官及び予備国民裁判官の負担と新たな国民裁判官における争点、調査が終了した証拠に対する理解度を斟酌しなければならない。

第 五 節 最終の評議及び判決

第 81 条
特別の状況がある場合を除き、最終の評議は、弁論終結後直ちにこれを行わなければならない。

第 82 条
最終の評議は、国民裁判官法廷及び国民裁判官が共同してこれを行い、事実の認定、法律の適用及び量刑を順次議論する。
前項の評議は、裁判官及び国民裁判官がすべての手続に参加しなければならず、裁判長を議長とする。
評議時、裁判長は刑事裁判の基本原則、本件事実及び法律の争点を懇切に説明し、各証拠調査の結果を整理し、国民裁判官、裁判官に自主的に意見陳述及び十分な議論の機会を与えなければならず、かつ全面的に国民裁判官の独立判断の責務を全うことを確保しなければならない。
裁判長が必要があると認めたとき、裁判官は合議による決定した証拠能力、証拠調査の必要性の判断、訴訟手続の決定及び法令解釈を国民裁判官に説明しなければならない。
国民裁判官は第 1 項に定めた職権を行使するにあたって、前項の説明に従わなければならない。
評議時、国民裁判官及び裁判官が次序で事実の認定、法律の適用及び量刑を逐一意見陳述しなければならない。
評議事項に対する意見が少数派に属す国民裁判官は、次の評議すべき事項への意見陳述を拒否してはならない。
傍聴する国民裁判官の候補者は議論及び意見陳述をしてはならない。

第 83 条
有罪の認定は、国民裁判官及び裁判官両方の意見を含め、3 分の 2 以上の同意でこれを決める。この比率に達しない場合、無罪判決を言渡し又は被告人に対して有利な認定をしなければならない。
免訴、不受理又は管轄錯誤の認定は、国民裁判官及び裁判官両方の意見を含め、過半数の同意でこれを決める。
量刑における判断事項の評議は、国民裁判官及び裁判官両方の意見を含め、過半数の同意でこれを決める。但し、死刑の処断は国民裁判官及び裁判官両方の意見を含め、3 分の 2 以上の同意がなければ、これを決めることができない。
前項本文の評議は、国民裁判官及び裁判官の意見が異なり、国民裁判官及び裁判官両方の意見を含め、過半数の同意が得られない場合、最も被告人に不利益な意見を次位に被告人に不利益な意見に算入し、国民裁判官及び裁判官双方両方の意見を含める過半数の

同意を得たまでのものを評議の結果とする。

第 84 条
特別な状況があることを除き、最終の評議が当日に終結できない場合、連続して翌日に行わなければならない。

第 85 条
国民裁判官及び裁判官は最終の評議時で述べた個別意見陳述、意見分布状況、評議の経過に対し、秘密を厳守しなければならない。
判決確定後、事件の当事者、弁護人又は補佐人は評議意見の閲覧を申立てることができる。但し、これを写し取り、撮影又はコピーをすることはできない。
前項の状況について、個人情報保護法第 2 条第 1 号に定められている国民裁判官の個人情報保護は、秘密を保持しなければならず、閲覧してはならない。

第 86 条
特別の場合を除き、最終の評議を終えた場合、直ちに判決を言渡さなければならない。
判決の言渡しは、主文を朗読し、主文の意味を説明しなければならない。但し、有期刑に処する判決は、その犯した罪及び主刑のみ言渡すことができる。
判決を言渡すとき、国民裁判官を出廷させる通知を出さなければならない。但し、国民裁判官が出廷しなくても、判決の言渡しをすることができる。
判決が言渡された後、遅くとも言渡された日から 30 日以内に、判決書の原本を書記官に交付しなければならない。

第 87 条
国民裁判官法廷が言渡された判決は、裁判官が判決書を制作し署名したうえ、本件は国民裁判官全体が審判に関与した旨を記載しなければならない。

第 88 条
有罪の判決書において、犯罪事実の認定理由は証拠名及び重要な争点に対する判断理由のみ記載することができる。

第 六 節 上訴

第 89 条
国民裁判官が第 12 条第 1 項に定められている資格を有せず、又は第 13 条、第 14 条に定められている状況があることをもって上訴理由とすることができない。

第 90 条

当事者、弁護人は第二審において、新たな証拠調査を申立てることができない。但し、以下の状況のいずれかの一つがあり、かつ調査の必要性があった場合、この限りでない。
一、第 64 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 6 号の状況があったとき。
二、過失すらないことを原因として、第一審で申立てることができないとき。
三、第一審口頭弁論後、はじめて存在又は成立した事実、証拠があったとき。
証拠能力があり、かつ原審で合法的な証拠調査手続が終了したものは、第二審裁判所が直ちにこれを判断の根拠とすることができる。

第 91 条
国民審判関与事件で上訴したものに対し、上訴審が国民を審判に関与させる制度の主旨に基づき、審査の権限を妥当に行使しなければならない。

第 92 条
第二審裁判所は控訴の理由があり、又は控訴は理由がないが、原判決が不当又は違法である場合、原判決が控訴された部分を取消さなければならない。但し、事実の認定については、原判決が経験則又は論理則に違反することにより、明らかに判決に影響を与えた場合でなければ、第二審裁判所はこれを取消せない。
第二審裁判所が原判決を取消す場合、自ら当該事件に判決を下さなければならない。但し、原審の判決は、以下のいずれか一つの状況があることにより、取消された場合、判決をもって当該事件を原審裁判所に差し戻さなければならない。
一、管轄錯誤、免訴、不受理が不当であるとき。
二、刑事訴訟法第 379 条第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 7 号又は第 13 号の状況があったとき。
三、請求した事項に対し判決を下さないとき。
四、法令に違反することにより事実の認定に影響を与えた又は事実の認定錯誤により判決に影響を与え、無罪となった場合。
五、裁判所は国民を審判に関与させる制度の主旨及び被告の防御権の保障を斟酌し、適当であると判断したとき。

第 七 節 再審

第 93 条
判決確定後、判決に関与した国民裁判官が当該事件において職務上の罪を犯したことが証明されかつ原判決に影響があった場合も、再審を申立てることができる。

第 五 章 罰則

第 94 条
国民裁判官、予備国民裁判官が賄賂又はその他不正な利益を他者に要求、約定、受領することにより、その職務の不行使又は一定の行使を承諾した場合、3 年以上 10 年以下の有期刑に処し、200 万新台湾ドルの罰金を併科することができる。
国民裁判官の候補者が、まだ国民裁判官又は予備国民裁判官ではないときに、予め国民裁判官又は予備国民裁判官の職務の不行使又は一定の行使を承諾し、賄賂又はその他不正な利益を他者に要求、約定、受領する場合も同様とする。
前 2 項の罪を犯した場合、犯罪後自首し、自ら全部の賄賂又はその他不正な利益を提出した場合、その刑を減軽又は免除することができる。これにより、その他の正犯又は共犯が発覚した場合、その刑を免除する。
第 1 項、第 2 項の罪を犯し、捜査期間中自白し、自ら全部の賄賂又はその他不正な利益を提出した場合、その刑を減軽することができる。これにより、その他の正犯又は共犯が発覚した場合、その刑を減軽又は免除する。
第 1 項、第 2 項の罪を犯し、その情状は軽微であり、かつその賄賂又はその他不正な利益が 5 万新台湾ドル以下の場合、その刑を減軽する。

第 95 条
国民裁判官、予備国民裁判官に賄賂又はその他不正な利益を供与、約定、提供することにより、その職務の不行使又は一定行為の行使を承諾させた者に対し、1 年以上 7 年以下の有期刑に処し、100 万新台湾ドルの罰金を併科することができる。
前項の罪を犯し、犯罪後自首した場合、その者の刑を免除する。捜査中又は審判中に自白した場合、その刑を減軽又は免除する。
第 1 項の罪を犯し、その情状は軽微であり、かつその約定又は提供した賄賂又はその他不正な利益が 5 万新台湾ドル以下の場合、その刑を減軽する。

第 96 条
国民裁判官、予備国民裁判官にその職務の不行使又は一定行為の行使をさせ、又は国民裁判官、予備国民裁判官の職務行使に報復する意図があり、その本人、又はその配偶者、八親等内の血族、五親等内の姻族若しくは家長、親族に犯罪を行った場合、その者が犯した罪の刑期を 2 分の 1 まで加重する。

第 97 条
現任又はかつて国民裁判官、予備国民裁判官が正当な理由なく評議の秘密を漏えいした場合は、1 年以下の有期刑又は拘留に処し、10 万新台湾ドルの罰金に処する。
特別の規定がある場合を除き、現任又はかつて国民裁判官、予備国民裁判官が正当な理

由なく職務上知り得た秘密を漏えいした場合は、6 月以下の有期刑又は拘留に処し、8 万新台湾ドルの罰金に処する。

第 98 条
特別の場合を除き、以下の状況の一つがあった場合、6 月以下の有期刑、拘留又は 8 万新台湾ドルの罰金に処する。
一、正当な理由なく第 19 条第 4 項、第 26 条第 5 項、又は第 40 条第 1 項の知り得た秘密情報を漏えいしてはならないという規定に違反したとき。
二、審判に影響を与える意図があり、秘密を保持すべき事項を探知してはならないという第 41 条第 2 項の規定に違反したとき。

第 99 条
国民裁判官の候補者に以下の状況の一つがあった場合、3 万新台湾ドルの過料に処することができる。
一、明らかに不実の事項を知ったにもかかわらず、国民裁判官調査表に記入し、裁判所に提出したとき。
二、合法に通知したが、正当な理由なく、国民裁判官の選任期日に出廷しないとき。
三、国民裁判官の選任期日に虚偽の陳述又は正当な理由なく陳述を拒否したとき。

第 100 条
国民裁判官、予備国民裁判官が宣誓を拒否した場合、3 万新台湾ドルの過料に処することができる。予備国民裁判官を国民裁判官に充て、改めて宣誓を拒否した場合も同様とする。

第 101 条
正当な理由なく、以下の状況の一つがあった場合、3 万新台湾ドルの過料に処することができる。
一、国民裁判官が審判期日又は終局評議時に出廷しないとき。
二、国民裁判官が終局評議時、陳述を拒否し又はその他の方法で職務の遂行を拒否したとき。
三、予備国民裁判官が審判期日に出廷しないとき。

第 102 条
国民裁判官、予備国民裁判官が裁判長の秩序維持の命令に違反することにより、審判期日の訴訟手続の進行を妨げ、制止したが、その行為を続けている場合、3 万新台湾ドルの過料に処することができる。

第 103 条

前 4 条の過料の処分は、国民裁判官法廷の裁判官 3 人の合議により決定をもってこれを決める。
前項の決定は抗告することができる。

第 六 章 国民を審判に関与させる制度評価

第 104 条
国民を審判に関与させる制度の評価期間は 2023 年 1 月 1 日から 6 年間とする。必要な場合、司法院がこれを延長又は短縮することができる。

第 105 条
本法施行後、司法院は国民を審判に関与させる制度評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設立し、必要な研究調査をし、毎年、前年度制度の施行の効果をまとめ、評価報告を作成しなければならない。
評価委員会は評価期間満了後 1 年以内に総括報告を提出しなければならない。その内容は、国民を審判に関与させる制度の施行状況の全体的評価、法律改正の方向性、支援策の建言を含めなければならない。

第 106 条
評価委員会は委員 15 人で構成し、司法院院長が委員かつ議長でなければならず、司法院の代表 2 人、法務部代表 1 人、裁判官、検察官、弁護人の代表各 2 人、学者、専門家と有識者 5 人で構成する。委員のいずれかの性別比は 3 分の 1 を下回ることができない。
前項の学者、専門家と有識者は、法律及び法律以外の学者・専門家 3 人、その他の背景の有識者 2 人を含まなければならない。
評価委員会の委員は無給であり、司法院院長以外に、本法施行前に以下の方法で選出しなければならない。
一、司法院の代表は司法院院長がその所属する人員の中から指定し、その職務を退いた場合、委員の資格も失う。
二、法務部の代表は法務部部長がその所属する人員の中から指定し、その職務を退いた場合、委員の資格も失う。
三、裁判官、検察官、弁護士の代表は、司法院、法務部、全国弁護士連合会がそれぞれ候補者を推薦する。
四、学者、専門家及び有識者代表は、司法院院長、司法院及び法務部の代表が前号裁判官、検察官、弁護士の代表と共同して候補者を推薦して選出する。
委員に欠員がある場合、司法院院長、司法院の代表、法務部の代表及び裁判官、検察官、弁護士の代表が原選出方法により欠員を補充し、学者、専門家及び有識者代表は現行の委員が推薦して候補者を選出することにより、欠員を補充する。

第 107 条
評価委員会は執行秘書 1 人、アシスタント 2 人から 5 人を置く。執行秘書は司法院が指定又は任用し、助手は司法院が任用する。
執行秘書は議長の命令を従い、資料収集、会議計画及びその他一般事務を行う。
執行秘書の任用、業務及び評価の方法は、司法院がこれを定める。

第 108 条
制度評価をするため、司法院は適当な人員を研究員として任用することができる。但し、6 人を超えてはならない。
研究員は評価委員会の命令に従い、国民を審判に関与させる制度評価に関する研究を行う。
研究員の雇用、業務内容及び評価の方法は、司法院がこれを定める。

第 109 条
司法院は評価委員会の運行の必要な予算を作成しなければならない。

第 110 条
評価委員会の組織規程は、司法院がこれを定める。

第 七 章 附則

第 111 条
本法の施行細則は、司法院及び行政院が共同してこれを定める。

第 112 条
施行前、既に各級裁判所に係属し、本法の適用範囲内の事件に対しては、施行前の法定手続によりこれを終了させる。

第 113 条
本法の第 17 条から第 20 条及び第 33 条は公布日から施行し、第 5 条第 1 項第 1 号は 2026 年 1 月 1 日に施行するほか、その他の条文は 2023 年 1 月 1 日に施行する。